教職員各位

平成 30 年度入構駐車票交付申請にあたって

- (1) 入構駐車票交付申請に際しては、次の観点から**マイカー通勤の自粛**が前提であることを徹底願います。
 - ①構内における事故の防止
 - ②緊急車両の通行の妨げになる路上駐車の防止
 - ③教育研究活動の妨げとなり、近隣住民への迷惑となる騒音の防止
 - ④排気ガス等による環境汚染の防止
 - ⑤限りある駐車スペースの有効活用
- (2) 入構駐車できる者については、「首都大学東京南大沢キャンパス交通安全要綱」第4条において、以下のとおり規定しております。

申請を行う際は、要件に該当するかどうかを十分に確認した上で申請願います。

(入構駐車できる者)

- 第4条 自動車で入構駐車できる者は、自動車の利用がやむを得ないと認められる者であって、 次の各号に定める基準によりあらかじめ入構駐車票の交付を受けた者とする。
 - (1) 教職員
 - ア
 教育研究上又は職務上自動車等の利用が不可欠な者
 - イ 身体に障がいを有する者
 - ウ 通勤にあたり、交通不便等のため自動車等の利用が必要やむを得ないと認められる者
 - エ その他首都大学東京管理部長が特に必要と認めた者
 - (2) 学生(学部学生、大学院学生、科目等履修生、研究生及び研修員)
 - ア 身体に障がいを有する者
 - イ 自動車部その他の課外活動で、用具の運搬等に自動車等の利用が必要やむを得ないと認 められる者
 - ウ 卒業論文等作成のための研究及び実習・実験等の都合により、自動車等の利用が必要や むを得ないと認められる者
 - エ 勤労学生で、勤務上の都合により、自動車等の利用が必要やむを得ないと認められる者
 - オ 通学にあたり、交通不便等のため自動車等の利用が必要やむを得ないと認められる者
 - カ その他学生サポートセンター長が特に必要と認めた者
 - (3) 学外者(教職員及び学生以外の者)
 - ア 業務上その他の理由から自動車等により来学する必要のある者
 - イ その他首都大学東京管理部長が真にやむを得ないと認めた者

(3) 臨時入構の許可申請も、入構駐車できる者は上記の要件を満たした場合に限ります。安易なマイカー通勤は厳に慎んで下さい。

入構駐車要件を満たさないにも関わらず、不正に連続して臨時入構しているケースが確認された場合は以後の入構を禁止するとともに、通勤手当の返納等を行う必要が生じる場合がありますので、十分にご注意ください。

(4) また、入構駐車票を交付された者(通年、臨時を問わず)については、以下の<u>要綱で定める事</u> 項を必ず遵守し、学内交通安全に努めるようにお願いします。

首都大学東京南大沢キャンパス交通安全要綱

(遵守事項)

- 第10条 入構駐車する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 構内を通行するときは、歩行者を優先し安全を図ること。
- (2) 構内は必ず徐行すること。
- (3) 構内の道路標識及び道路標示にしたがうこと。
- (4) 別に定める通行を禁止する区域に進入しないこと。
- (5) 構内においては、必ず指定駐車場に駐車すること。
- (6)入構駐車票は、貸与又は譲渡しないこと。
- (7) 入構駐車票の不正使用は、しないこと
- (8) その他安全上必要と認められること。

(違反者に対する措置)

第11条 首都大学東京管理部長は、この要綱に違反した者に対して、入構駐車票の交付決定を 取消し、又はその他必要な措置を講ずることができる。

首都大学東京南大沢キャンパス交通安全要項実施細目

(違反者に対する措置)

- 第3条 要綱第11条に定める違反者に対する措置は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 違反事項及び指示事項を記載した警告書を違反車両に貼付し、又はその所有者に交付する。
- (2) 違反の著しい者については、入構駐車票の交付決定の取消しを行う。通年による入構許可者 の場合は、臨時入構駐車手続きも認めない。
- (3) その他の要綱の目的に即して必要な措置を講ずる。

※6号館の地下駐車場は来学者専用のため、教職員の利用はできません(但し、車椅子利用者等を除きます)。